

平成22年第4回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成22年11月25日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年11月25日	9時30分	議長	酒井恵明	
	閉会	平成22年11月25日	12時44分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	9番	大山軍太		10番	松石信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	（事務局長） 古賀敏夫		（係長） 鶴田しのぶ		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一				
	教育長	松隈亞旗人（中退）				
	総務課長	小野龍雄				
	財政課長	安永靖文				
	健康福祉課長	眞島敏明				
まちづくり推進課長	大久保敏幸					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	第59号議案	基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 4	第60号議案	町長の諸給与条例の一部改正について
日程第 5	第61号議案	基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 6	第62号議案	平成22年度基山町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 7	第63号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 8	第64号議案	平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第 3 号）

～午前9時30分 開会～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年第4回基山町議会臨時議会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第1．会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則120条の規定により、大山軍太議員と松石信男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第2．会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、本日1日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3～8 第59号議案～第64号議案

議長（酒井恵明君）

日程第3．第59号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4．第60号議案 町長の諸給与条例の一部改正について、日程第5．第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について、日程第6．第62号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第5号）、日程第7．第63号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第8．第64号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は臨時議会を開催いたしましたところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

早速でございますが、提案理由の説明を申し上げます。

第59号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月額を0.15月分引き下げのため、基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改

正をする必要があるために御提案申し上げております。

第60号議案 町長の諸給与条例の一部改正についてでございます。

人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、期末手当の支給月数を0.15カ月分引き下げのため、町長の諸給与条例を改正する必要があるために御提案申し上げます。

第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

これも人事院勧告の趣旨にかんがみ、実情を踏まえ情勢適応の観点から、給与改定、期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き下げのため、基山町職員の給与に関する条例等を改正する必要があるため御提案申し上げます。

どうぞよろしく御審議いただきますようお願いいたします。

なお、この第59号議案、第60号議案、第61号議案につきましては、担当課長より補足説明申し上げます。

第62号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算54億99,520千円に今回12,000千円を減額いたしまして、歳入歳出予算総額54億87,520千円とするものでございます。

内容につきましては、主なものとして給与改定、期末手当及び勤勉手当等の支給引き下げ等によるものでございます。歳入におきまして、減債基金繰入金と歳出の予備費により財源の調整をお願いいたしております。

第63号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算17億68,987千円に248千円の減額を行いますが、歳入歳出総額は現計予算額と同額の17億68,987千円となります。内容につきましては、給与改定、期末手当及び勤勉手当等の支給引き下げによるものと、それに伴う共済費の減額でございます。影響額といたしましては、248千円でございますが、予備費により調整をお願いいたしております。

第64号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算7億5,146千円に326千円の減額を行いますが、歳入歳出総額は現計予算と同額の7億5,146千円となります。

内容につきましては、国民健康保険特別会計と同様でございます。影響額といたしましては、326千円でございますが、予備費により調整をお願いいたしております。

どうぞよろしく御審議いただきまして、御議決いただきますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

おはようございます。

まず、第59号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について並びに第60号議案 町長の諸給与条例の一部改正については、内容等も同じ扱いとなっておりますので、あわせて説明をさせていただきたいと思えます。

お手元のほうに朝資料として配付させていただきました資料に基づいて、特別職の扱いについては人事院勧告のほうでは俸給月額として、まず特別職に対しましては0.2の月例給の削減が出ておりましたけれども、その分については11月17日に特別職報酬審議会のほうに御意見をお聞きしまして、平成19年2月の町長7%の削減、それから副町長、収入役、教育長5%の削減等をしておりまして、今回はその枠内であるために、実施をしなくてもいいだろうという御意見をいただきまして、その分についての取り扱いは今回行っておりません。

議案の内容につきましては、次のボーナスという形で上げております部分で人事院勧告より0.15月分の削減が出ております。

まず、第1条で平成22年度の措置としまして、12月期のボーナスより0.5月分を1.5月分に削減するというので、平成22年度の改正前は合計3.10月分が、改正後は2.95月分になるということで、これにつきましては平成22年12月1日よりの施行ということになっております。

続きまして、第2条につきましては23年度の取り扱いを整理した内容になっております。これは、6月期が改正前が1.45月となっておりますけれども、それを1.40月に改正を行う。12月期を1条で改正しておりますので、1.5月分を改正後は1.55月に改正するというような内容になっております。それぞれ第59号議案と第60号議案で、その部分につきましては平成23年4月1日よりの施行ということで、条文を整理いたしております。

続きまして、条文3ページの第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

まず、資料につきましては整理、基本的な整理につきまして御説明させていただきます。

まず、第1条では平成22年度の取り扱いについて条文を整理いたしております。

第2条におきましては、平成23年度の取り扱いについて整理いたしております。

それから、第3条につきましては現在までの職員の給与に関する経過措置の取り扱いについて整理をいたしております。

朝差し上げました資料の中とあわせて条文の3ページからの条文についてそれぞれ説明を行ってまいります。

まず、第1条基山町職員の給与に関する条例の一部改正の中の第1条につきましては、条文中の第21条につきましては、期末手当の取り扱いについてうたっております。この分につきましては、0.15月を引き下げる内容となっております。途中、100分の85を100分の80と取り扱う、この部分につきましては、再任用も含めた中の再任用職員の取り扱いについて定めております。

以下、その分も含まれてくることとなります。

続きまして、第1条中の第22条に関しましては、勤勉手当の取り扱いとなっております。

勤勉手当を0.05カ月分を引き下げる内容となっております。その分につきましては、お手元に差し上げております資料の下の取り扱い、ボーナスに関しまして第1条は22年度に、6月期はもう支給済みですので、12月でその分の0.15月分等を実施するということです。0.15月分と勤勉手当の0.05月分を取り扱うということで、12月期に1.50月を1.35月に、それから勤勉手当の12月期0.70月を0.65月に行うということで、改正前が4.15月だった分を改正後は3.95月に取り扱うということになっております。

それから、あわせて第1条の2項、当分の間ということで取り扱いが定められておまして、これは時限立法的にいつまでの適用ということがありませんので、特別職の取り扱いとしましてこの中で取り扱うようにいたしております。

その中で、以下の号、1号から4号、3ページから4ページにかけまして、1号で給料の月額、それから4ページの第2号で管理職手当の分、それから3号で期末手当の分、それから4号で勤勉手当の分につきましても、それぞれの措置を行うことになっております。その措置の対象者となるのが当分の間と書いております3行目にかぎ括弧書きで特定職員というふうになっておりますけれども、その特定職員という分につきましては、55歳以上で6級以上の給与表に該当する者という指定になっております。この分につきましては、基山町の該当者につきましては管理職の部分に当たります。その部分につきましては、朝資料を差し上げておりました一般職の職員という中の第1条の2項の取り扱い、当分の間、55歳を超える職員、6級該当者、管理職ということで、その部分につきましては先ほど言いました1号から4号までの分についての1.5%を削減する旨が書かれております。

それから、4ページの一番下の第5号につきましては、退職者の取り扱いになっております。退職者もこれと同じ取り扱いをする内容になっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

5ページ、附則に次の3項を加えるということで、3項につきましては6級に途中で格付されたものに対する措置でございます。その措置につきましては、その該当した日から適用するようになっております。それに関しましては、減ずる額の計算ということで日割り計算が発生してきますので、その取り扱いにつきましては下の規則で定めるとなっておりますので、これは人事院規則のほうで定められますので、それを適用した取り扱いを行っていきたいというふうに考えております。

それから、4項につきましては時間給の取り扱いがここで、それへも該当するというところでございます。時間給の取り扱いといいますと、介護休暇等が無給の時間給の取り扱いとなります。これの1.5%の分を削減するというふうになっております。

それから、5項につきましては5項の第3行目に勤勉手当減額対象額となっております。これは、勤勉手当に含まれる扶養手当分も対象とするということで、これも0.6カ月の勤勉手当に対しまして1.5%を減じた額を、それも対象の額といたします。

次、5ページ下より等級表の号給表をつけております。これにつきましては、中高年層、

40歳代以上の取り扱いでして、0.1%の減額措置を号給表によって明示いたしております。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページにつきましては、第2条、23年度以降の取り扱いを行っております。これにつきましては、朝差し上げました資料の第2条、6月期と12月期の23年度の取り扱いを明示しておりますけれども、まず3条中の21条、これは期末手当の取り扱いでございます。23年度の6月期につきましては、改正前が1.25月ですけれども、改正後は1.225月に改正を行うと。12月期につきましては、1.35月を1.375月に改正をするということで、改正前が3.95月、それから改正後も3.95月ということで、6月期と12月期の取り扱いが変わるということでございます。

それから、22条につきましては勤勉手当でございますけれども、6月期を0.7月分を0.675月に改正を行う。12月期につきましては、0.65月を0.675月に改正を行うということに第2条の中でうたっております。

それから、第3条につきましては今までの職員給与に関する経過措置をうたっております。これにつきましては、第3条の1行目に平成18年度の条例第6号というふうに明記されておりますけれども、ここで大幅な給与の減額措置が行われております。給与構造改革に伴う減額措置を踏まえまして、3行目にあります平成21年度条例第24号、ここでも0.24%の減給措置が行われております。この減給措置につきましては、こういった経過を踏まえまして今後その措置は生きておるといふことの明示でございます。それを下の2行目、1号につきましては、今言いました平成18年3月31日の現給保障者を対象としまして、その措置は手続的に行うということになっております。2号につきましては、さらに前号に掲げる職員以外の職員ということで、100分の99.83、22年度、3条の下から3行目の部分に平成22年度の条例第、今回にお願いいたします0.17削減分の給料の措置に対するものの取り扱いでございます。

以上が条文の中の整理でございますけれども、10ページをお願いいたします。

10ページに附則としまして、この条例の取扱いは、条文中、1条と3条については平成22年12月1日から施行する。ただし、2条の規定につきましては平成23年4月からの施行となっております。

その下の平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置ということであっております。この分につきましては、月例給につきましては4月から11月までの8カ月分についての措置は22年度の4月にさかのぼった月から対象として今度の期末手当から調整を行いますということで書いております。ただし、括弧書きの給料表をかいております1級から6級までの取り扱いの中で、ここに明記しておる職員に関しましては、この分については除外ですよという内容になっております。

2号につきましては、全職員の6月期の一時金についても今度調整率として0.0028の格差調整率を乗じるといふような内容になっております。

11ページをお願いいたします。

それでは、平成22年4月1日前に55歳に達した職員、その日からその該当する号給表に達した者については、これは12月1日からの対象となるということで、これに関しまして読みかえ措置を行っております。

その5項の中に、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するという項につきましては、これ介護休暇のことを言っております、この条文、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の中の9項にこの部分の条項を読みかえ措置として条文扱いをする。

それから、6項につきましては基山町職員の育児休暇等に関する条例の一部改正ということはこの取り扱いについて条文中の2項の部分の部分を附則第4項と同じような取り扱いを行いますということで読みかえ措置を行うようにということで条文の整理を行うようにいたしております。

この内容につきまして以上でございます、資料の一番最後のページをお願いしたいと思います。

17ページに平成22年度人事院勧告の影響額等について明記をいたしております。

まず、月例給につきましては、一般職の対象者が72名の分の措置でございます、総額482,935円が対象額となります。期末勤勉手当につきましては、議員、町議員の皆さんの分が594,269円、町長につきましては150,692円、教育長につきましては104,449円、職員につきましては10,998,884円、年間総額としまして、それぞれを足した総額が12,331,229円となります。これを第62号議案、第63号議案、第64号議案にそれぞれ予算の措置をとらせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

以上で補足説明が終わりましたので、ここで暫時休憩をいたします。

～午前10時 休憩～

～午前10時5分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

第59号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について質疑を行います。片山議員。

5番（片山一儀君）

資料をいただいておりますが、二、三、質問をいたします。

1つは、提案理由に実情を踏まえと書いてある。それから、情勢適応の観点からという、具体的にどのように認識をされてるかということが1点。

それから、いつものことですが、国家公務員の人事院勧告になぜ地方が、ローカルが遠慮しなきゃいけないのか。

それから、基山町は人事委員会というのを持ってないですが、県の人事委員会の意見はど

うなってるのか。

それから、さらにこの第59号議案につきましては、今いただいた資料では行政職についての人事院勧告ですね。議員職、要するに司法、立法、行政ってあるわけですが、議員に対してこれが勧告の対象になってるのかどうか、その資料があるのかどうか、その資料はいただいてません。この特別職、例えば行政職であれば特別職ということであれば、基山町は約700人の特別職がいます。それについての報酬はどうなってるのか。要するに、1点は議員という特殊な、議会という特殊なところに対する適用をどのようにお考えなのか。これ見て、総理大臣とか、これ確かに国会議員ですけども、これは行政職なんです。議院内閣制という法制とってまして、大臣にしる総理大臣にしるすべてこれは行政なんです。それから、指定職という言葉ありますが、指定職についても法令指定職あるいは府令指定職、いろんな指定職あります。特別職もいろいろあります。それをなぜ、減らす減らさないは問題じゃないんです。なぜそこに適用されようとしたのか。そこらあたりのお考えをお聞きしたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、人事院勧告のまず勧告の内容としましては、まず民間と給与の格差に基づくという内容で提示されております。その辺の説明不足だったというふうにちょっと思いますけど。まず、約1万1,100の民間事業の約45万人の個人別給与を実地調査を行われ、完了率として89.7%の回収率の中で今回の月例給、ボーナスについての格差を検討されております。

これを見ると、民間の4月分給与を調査、ベアの中止、賃金カット等を実施した企業の状況等も反映しながら、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較しまして、民間給与との格差を調査した結果、まず月例給に対しましては757円の0.19%が行政職の号給表に対して格差が生じておるといこと。ボーナスにつきましては、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の給与実績と公務の年間支給月数を比較しまして、そこにボーナスにも格差が生じておるといことので人事院勧告のほうで勧告がなされております。それが、現状の格差の分でございます。

それから、県の人事委員におきましては、これに県のほうは55歳からの6号給というふうになっておりますけども、県は管理職が50から上級職の分が発生してきますので、この部分については50歳からの適用を行っております。

それから、特別職の取り扱いにつきましては、先ほど御指摘がありましたように、人事院勧告に関しましては、一般職職員等の対応でございまして、先ほど言われました行政職の取り扱いにつきましては、資料の16ページに特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の概要ということで内閣総理大臣から大臣政務官までの取り扱い等を行われております。その中の2のボーナスの引き下げという項を閣議決定されましたので、それに準ずるといことになっておりますので、今回特別職の取り扱いを行っております。

それから、特別職には700人の特別職等があるということの御指摘ですけれども、特別職の給与額につきましては特別職審議会のほう等での額の決定となってきますけれども、今回はボーナスの支給月等の引き下げ等の該当でございますので、町長、教育長、それから議員の皆様方の取り扱いを今回行っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

6項目質問したんですけども、約3分の2だと思っています。私、第59号議案について言ったんです。今、要するに昔は約1,000人規模の会社を対象にしていたんです。今たしか500人まで下げて、一般企業下げてますね。これは、一般職の話なんです。行政職の話なんです。行政職の給与格差、要するに議員とかこういう形は民間にないんです、役員があっても。あくまで行政職と、なぜ行政職のやつがなぜ議会に適應するのかという質問、一番肝心の質問が抜けてるんです。質問に答えてない。

なぜ議会のこと適應するんですか。格差というのは、一般の会社の、民間の給与格差と行政職の要するに公務員の格差、公務員でいろいろありますけども、それを合わせようとしてるのが人事院勧告ですね。ほいで、第59号議案は議員が対象になってるんです、特別職というだけで。特別職もだからいろいろありますよと。要するに立法府である議会の特別職というのは、また行政の特別職もいるんです。それをなぜ議会に持ってくるのか。それが一番肝心なところなんです。そこまでちゃんと私は考えられてないんじゃないかという気がするんです。今までも私ずっと、4回目ですよ、4回目ですけど、今まで言わなかったけども、要するに考察の範囲の幅が非常に狭いというか細部まで行き渡ってない。議会の特殊なところを一般公務員と同じように、一般公務員の特別職というのはありますね。それと議会の立法府の特別職というのは、こら別ですね。そこらあたりなぜ一緒にされるんですか。

一般職のことでありましたから答えられました、1万1,000の事業所。じゃあ、基山町の、要するに国家レベルの行政の事務のやり方、量、質、幅、これとローカルなこの地域とがどう連動するか、しなきゃいけないのか。じゃあ、基山町の平均給与、民間給与の格差を調べられたんですか。参考まで、これ前にも1回質問してるんです。我々地方、ローカルは確かに国のお金も入ってますが、主として住民の税金で、労働の対価として支払われてるわけです。じゃ、なぜローカルに合わせないのか。ローカルを合わせることなく、合わせなくてもいいかもしれないけども、それを一向だにしてない、一つも顧みてない。その点についていかなん。これはもう、これは町長が指示される事項ですから、町長にお伺いしなきゃいけない事項だと思うんです。特別職がどうなのか。町長、教育長、これは行政の特別職です。議員というのは、立法府の特別職です。ほいで国家公務員に連動するんなら連動してもほかに方法がないからというのはあるでしょうけども、それは行政の特別職に対して出してる。我々いただいた資料も行政の行政府の特別職について書かれてる資料しかいただいておりま

せん。ないんです、立法府に対する特別職については。そこらあたりいかがですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私が考えるべきだということで御指摘ございますから、ちょっと感じることを申し上げさせていただきますと、なぜ、やはり行政と議員と分ける、確かに行政と立法という見方からすれば、それは別だというような議論もありましようけども、行政と議員、いわゆる公務員と民間というくくりでやれば、やはり議員さん、行政、これもやっぱり公務員というような、そういう見方はできないのかなあ、できないというか、むしろそれがこの人勸というか、それから俸給なり、あるいはボーナスなりというような、民間と公務員の格差ということで人勸が出ておるんだということ、それからすれば、その中でまた行政と議員と、これはまた違うじゃないかというような、そういうことを考えなきゃいけないのかなというような、いわゆるもう公職公務員というようなくくりではいけないのかなというような、私は今そういう感じを持っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

3回目だそうですが、人事院勧告のねらいとかというのは考えられたことありますか。全く、行政職と議会職、議会の非常勤特別職です、これ。全然違うんです。だから、私が一番指摘したいのは、基山町の行政の思考範囲が非常に粗雑である、雑です。きめ細かく体系的に物を考えてチェックしてない。これいろいろなところで、今回一般質問でさせていただきますけども、粗雑で、だから確かに公務員というくくりあるでそう。でも、その人事院勧告、主たる対象ってというのは何ですかって話なんです。国会議員に対象してないんです。行政職の行政府の総理大臣か大臣、これ特別職ですから全部指定職です。だから、それを対象にして出してる。だから、我々いただいているのも公務員の一般職の、行政職のものであって、人事院勧告の、多分議会に対してこれは出すべきもないでしょう、人事院勧告が。出てないはずです。国から出てないはずです。人勸の目的というのを、人事院勧告、目的をしっかりと考えないで、ただ公務員という縛りだけで考えるから、非常に粗雑です。下げるのが悪いとかいいとか私言ってるわけじゃないです。要するに、議会、基山町出された行政の考え方が非常に雑なんです。町長、くくりでとおっしゃるが、くくりでもいろいろ違うですよ。その下へ目的があるわけですから。（「調整しよう」と呼ぶ者あり）あなたに聞いとるわけじゃない。今までそうだったからそうなる。私に言わせれば。そこらあたりどうなんですか。これが、第59号議案が本当に議会の議員まで及ぶのかどうか。人事院勧告を、国の人事院勧告を連動させてやってるわけですね。出たからやってるわけでしょう。それが対象外まで連動するのかどうかっていうのは基本的な問題ありますよね。不思議でならない。もう3回目

で終わります。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、給与勧告についての一般職も含めましてですけど、これの人事院勧告制度というのは、もう皆さんも御存じのとおり労働基本権の制約の代償措置としての一般職に対しての適正な給与を確保するための機能を付するものということで設置をされておりますので、それを本来ならばそういう人事院勧告が出た場合はそれに従うというようなことに基本的な考えとなっております。今回の議員さん方の今回の一時金のカットにつきましては、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の給与額を改定するという事で内閣の閣議決定をされておりますので、その部分についての取り扱いを行ってるところです。（「議長、済みません」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

いや。（「いや、3回目ですが今の答えじゃねえ。おかしいんです。いいですか、ちょっともう一回認めてください」「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと重松議員、待ってください。じゃあ、特別に、もう一回許可します。明確な質問をしてください。

5番（片山一儀君）

わかりました。今労働、いろんな制約があります。団結権、争議権ありません。そういうことでやってるわけですけども、一般の会社ありますから、それで人事院勧告制度があるんですが、議員に団結権がありますか。争議権がありますか。議会と行政、全然違うじゃないですか。要するに、私は防衛庁の制服組の給与体系の審議をやってきたんです。そこらあたりはきちっともっと深く考えていただかないと。この議員の報酬とか、この問題だけじゃなくて、いろんな問題で小さなとこまで気配り、目配り、考察ができてない。これ非常に大きな、ただこれだけじゃなくて、基山町の行政そのものにかかわる事項なんです。よく御審議いただきたい。十分、これ書いてある。争議権の代償ってのは人事院勧告に書いてあります。人事院勧告制度のそのものは、要するにどこにまで及ぶのかということまで考察をされてない。それを問題にしてるんです、質問したんです。もう答えてもできないでしょ。

議長（酒井恵明君）

何か今の問いに。

総務課長（小野龍雄君）

先ほど言いましたように、人事院勧告制度はもちろん国家公務員、それから地方公務員の代替措置として取り扱っておりますけれども、その職の、一般職の国家公務員の給与の改定に伴いまして閣議決定を、今度の取り扱いの分を閣議決定されておりますので、それに従って事務を行っているところです。（「議会に及びますかって聞いてるんです」と呼ぶ者あり）だから、その中で判断されてる。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

私はこの人事院勧告制度、そのものには理解をしております。ただ、今言われましたような中身もあるのかなというふうには思います。例えば、資料の16ページ、内閣総理大臣、国務大臣、副大臣、大臣政務官を例に出されて、果たしてこれが本当に地方のこの議会にも適用がそのままでできるのかなというのはやっぱりあります。ただ、基山町、特別職の報酬審議会があります。この報酬審議会、11月19日に開催されているというのは私のほうも伺っております。それで、11月19日に開催されました特別職の報酬審議会、メンバーと、それにどのような審問をされて、どういうふうな結論が出されているのか説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

基山町特別職の報酬等の審議会につきましては、11月17日に開催をいたしております。この分につきましては、今回の人事院勧告に従った内容につきまして、先ほど言いました議員の皆さん方の報酬の取り扱い、それから町長、教育長の取り扱いについて意見をお聞きしております。その中で、今回の措置については人勧のこと、それから民間の景気のこと等を踏まえれば、やむを得ないのではないかというような意見が出されております。

メンバーにつきましては、8名の委員さんがおられまして、各代表、区長会会長、それから商工会の代表、農協の支所長、労働者代表が各1名、それから一般の民間企業等の代表、それからそういうものを一般の方を4名で行いまして、計8名の委員さんで意見をお聞きいたしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

この審議会の中で、今回の改定についてはやむを得ないというふうな意見が出たというふうに言われておりますけども、これ議事録といいましょうか、何かまとめた部分、何か要旨がありますか。あれば、それを出していただきたい。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、今回の審議会につきましては、答申ではございません。あくまでも額についての取り扱いは行っておりませんので、期末手当の取り扱いがこういう方針が出されておりますので、意見を聞きたいということで開催させていただいております。

議事録については、その分については提出はさせていただきます。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待って。

重松議員、よろしゅうございますか。後藤議員。

3番（後藤信八君）

この議員の報酬に関する点で、私は先ほどの同僚議員の意見とは全然違いまして、この議員に関する部分については、行政職のいわゆる職員、行政職を人事院勧告に基づいて報酬並びに期末手当を引き下げると。そのため、そのことの特に期末手当については、議員はほとんど行政職に倣った支給率、支給対象、全部条例で決められておるわけで、連動するのは連動させてもらいたいということの意思表示というふうに受けとめておりまして、連動ということよりも職員を引き下げるから議員も引き下げてほしいという意味合いで受けとめておりまして、何ら不思議ではないというふうに思っております。

ただ、私はむしろ逆に国の特別職は0.2報酬も引き下げると、一方で議員歳費10%カットの動きもあるという中で、議員について、後ほど町長のちょうど特別職のほうでもまたちょっとお伺いしたいと思っておりますが、いわゆる報酬を引き下げないという理由、例えば議員でも0.2つたら500円の引き下げになるんですかね。それを全く対象外にした理由と、後ほど町長のところでまた申し上げますけども、期末手当、職員以外は期末手当だけにしとる理由、そのことについてちょっと。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

これは、資料の中でも説明をさせていただきましたように、特別職についてはそういう形で、今後議員の皆さん方については議員の報酬並びに手当等の部分を今議会改革特別委員会の中で検討をされておりますと。そういう中で、議員の削減、それから手当等の部分についての取り扱いを検討されております旨を報酬審議会の中でも説明をさせていただき、その分を含んだところで意見をいただいております。そういった中で、議員の削減並びに手当等も考えられた中での意見をいただいた中で、今回はその0.2%の削減については、そういった枠の中の考えであるというふうな考えのもとに意見が、取り扱わなくていいという意見をいただいたところです。

議長（酒井恵明君）

後藤議員。

3番（後藤信八君）

この行政改革の一環としていろんな報酬をカットするとかという意味合いと違って、この人事院勧告の論点となるのは、その都市周辺の民間企業の実態が全部ベースになってるわけですね。行政改革に基づくいわゆる賃金カットとかというやつは、それぞれの町とか、その自治体の事情によって下げるとか上げるとかということをやるとはありまして、人事院勧

告の場合は要は周辺の民間の状態を反映したことで引き下げるとか下げるとかという形になるわけですね。そういうときに、議員についても、例えば期末手当は職員と同じように下げてもらおうと。そしたら、本当言えば、報酬までやっぱりきちっと連動するのがやっぱり我々自体もそうですし、そのことがないと、人事院勧告はそういう背景で出てきとるやつですので、周りが下がるとるから皆さんも我慢してくださいということなんでしょう、要は。それを、これは別で審議するからちゅう話にはちょっとならんと本当私は思います。そういうことで、ちょっと後ほどのもう一つの町長のときのほうにまた意見も申し上げたいと思いますので、ちょっとそういう意味で意見を求めますんで、申し上げときます。

議長（酒井恵明君）

答弁は必要ないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。平田議員。

12番（平田通男君）

また、後藤議員とはまたちょっと考え方違うんですが、人事院勧告の取り扱いなんですけれども、これは基山町の歴史を見ても、私も40年ぐらい関係してるんですが、人事院勧告はあくまでも労務管理上の問題で、労働三権の中の争議権がないという代償措置としてされているわけです。そのことは、私も学生時代、たまたま労務管理をやりましたんで勉強はしてるんですけども、恐らく昭和48年ぐらいから人事院勧告というのは出されてきて、そしてその時代は要するに民間レベルに比べて明らかに公務員が給料に格差があるということで、それを補う意味で人事院勧告というのはできたんです。だから、その時代は民間レベルと比べて幾ら上げればいいのかという勧告だったわけです、ずっと。20年ぐらいはそういうやり方をしてきてると思います。そのときに、じゃあ基山町がどういう態度をとったかと。人事院勧告を何%上げなさいという人事院勧告があった場合、地方自治体の判断でそれを完全に実施したところもあれば、基山町みたいに確実に上げてこなかったところもある。それは地方自治にみんな任されてるわけです。ところが、ここ数年の流れを見てると、人事院勧告イコール各自治体にも同じようなことが適用されてきておる。これでは、地方自治っていうのはないんじゃないですか。やはり、その町の独自のものがあってもいいと思うんです。極端に言えば、一番扱いやすいとこです、ここは。人事院勧告があったから下げますよと。上げるときは人事院勧告があっても上げてきていない。その歴史があるでしょう、昭和48年から。いや、100%上げてないです。パーセンテージを減らしてきてる。それは調べてみたらわかる。私も調べたことあるのだ。だから、それはあくまでもとらえ方ですから。

私は、例えばこれはこの3つの議案、みんな一緒なんです、共通点、第59号議案、第60号議案、第61号議案ちゅうのは。だから、人事院勧告をそのままのみにして、地方の自治体の中の財政状況等を考えて、それをそっくりすっくと持ってくる。それでいいのかということです。財政的に言えば、例えば議会の中でも今回の勧告に従って基山町が更正できる金額というのは、一般職も含めて約11,000千円、12,000千円ですね。今まで何回でも、例えば委

託料についても一回見直ししなさいと。委託料だけで基山町は約5億円です。5億円の委託料の中の10%見直しても50,000千円でしょう。そこには全く手をつけてない。そして、人事院勧告という天下の名刀かなんか知らないけれども、それをずっと持ってくる。そういう町の運営の仕方に私は問題があると思うんです。人事院勧告を100%基山町に持ってこなくてはいけないんですか。まず、その答えをお伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、基山町が人事院勧告どおり今までは実施してきているというふうに認識をいたしております。まず、その点からですけど。

それから、人事院勧告がありました制度につきましては、これはあくまでも民間と公務員との格差の是正ということで行ってる措置でありますので、この部分につきまして取り扱うこと、今までは、過去はやはり民間のほうが高く公務員が低いというような是正の方向でしたけれども、今の経済状況、それから国民、町民の生活の範疇からして人事院勧告の制度を遵守しながら実施するのは最低の条件の中の整備だと思っております。

議長（酒井恵明君）

平田議員。

12番（平田通男君）

そうすると、その考え方からすると、民間というのは日本全部ですね。地方自治体の財政は全く関係ないということですね。だから、財政力が強い町、村あるいは財政力が極端に弱い町も同じようにしなさいと、そういうことなんですか。日本全体の民間と日本全体の公務員との差、それが数字として出てくる、それを各地方自治体は同じようにやんなさいと、そういう解釈になるんでしょう。例えば、財政力が物すごく弱いところ、あるいは佐賀県でいえば玄海町みたいに極端に強いところも同じように人事院勧告を受け入れるわけでしょう。じゃあ、玄海町しないんですか。あるでしょう。やることもやらないことも、必ず出てくるはずですよ。だから、基山町もなぜ同じようにするのですかと聞いているわけです。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

議員の御指摘のとおり、実施する地方公共団体、また実施しないところもあると理解はしておりますけれども、これが最低限度町の人事院勧告を遵守していきたいというふうな考えでございます。ただ、これにつきましては、議会でも再三御指摘等もっておりますように、行政改革等を行っていく上で、財政計画も前回お示しましたように、今後基山町の財政が厳しくなる段階では、やはり経常経費に含まれる人件費は相当の額が発生してくると思いません。これを踏まえて、今後検討していく中では、ある程度やはり人事院勧告を遵守していく

考えて沿っていきたいと考えております。

議長（酒井恵明君）

もう一回、平田議員。

12番（平田通男君）

今たまたま議員のことについての話になってるわけですが、次の2つ、3つは今度は職員に関する事、あるいは町長に関する事になります。そしたら、職員に関してはどこでどういう意見を聞くんですか。もうそこで提示されたら、全く反発もできないわけでしょう。人事院が勧告してるから、そのとおりしますよと。今度は自治労がやるわけですか。だから、どちらにしても、やはり町の独自性は私は出さなくてはいけないと思うんです。一方で、何回も言うようですが、一方では余り取り組みが進んでいないと私は見てます。そして、片方では人事院勧告という伝家の宝刀ですぱっと持ってきて、それを右へ倣えに従わせようとする。余りにも簡単な手法で財政改革をやろうとしてるんじゃないですか。そしたら、財政改革まで入ってくるなら、職員の定数も減らすんですね、今後は。そういうことまでずっと計算の上でやってるわけですかね。そんな答弁になると、職員の将来の見通しなんかありませんじゃない。もうこれ以上答え要りません。

議長（酒井恵明君）

答弁がありますか。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

今回の議案の提出に際しましては、職員労働組合のほうとも何回か交渉を行いまして、意見等を聞いております。その中で、人事院勧告を今までも遵守してきておりますので、遵守に向けた努力を行っていきたいということで職員からの理解は得ておるとしております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

いろんな人事院勧告の根幹にかかわるいろんな給与改定、非常に幅広い議論がされておるところでございます。総務課長の答弁を聞いておりますと、はっきり言って、この今第59号議案、議員ですね。議員は基本的にはこの人事院勧告とか、そういうのには全く関係ないわけですね。あくまでも議員歳費のこの条例改正案を議員提案で議員みずからが下げるか町長が下げるかちゅうことでありますから、人事院勧告制度とは全く関係ない。次の町長についても全く関係ない。この提案理由のところに、人事院勧告を書くことによって、若干そういう意味で問題があったと思いますけど、しかしながら現在まで人事院勧告をよりどころといえますか、はっきり言って基山町の人事院勧告が独自の調査機関があればいいと思うんですよ。しかし、そういうのを持っていない。それには膨大な費用もかかるということで、今まで人事院勧告をよりどころとして町長が議員並びに職員の給与改定、つまり増額、減額もされてきてあると思うんです。だから、人事院勧告があるから、基山町の職員の場合について

は地方公務員法の第24条ですかね、職員の給与は民間給与並びに他の地方公共団体の給与を考慮に入れながら決定しなければならないというふうな項目があると思いますけど、それによって基山町独自で給与決定をできますけど、現実的にそれだけのはっきり言って町内なり県内の、だから県の人事委員会、佐賀県の人事委員会の勧告を市町村の職員の給与に照らしているとともあると思います。いろいろありますけど、基山町の場合は国家公務員をやっている。だから、あくまでも国家公務員があるからじゃなくて、基山町のその調査として給与を改定をしたいけど、現実的に調査能力がないから、そういうことでされてあると、よりどころとして人事院勧告をしてあると思いますけど、あくまでも人事院勧告があつてよりどころということで、人事院勧告即基山町の答えじゃなくて、あくまでもそれをよりどころとして町長が提案されておると私は考えておりますけど、町長、いかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

今いわゆる人事院勧告ということ、これはやっぱり私はそれといわゆる自治体の俸給、給与というか、それとはまた別の考え方はできないのかなという気がいたします。それは人勤は人勤で国もあり県もあつて、いわゆるこれは公務員と民間の格差っていいですか、その辺を是正するための率なり何なりというようなことで出ているわけでございます。

それから、また別に地方のそれじゃあ独自性がないかというような話もさっき出しましたけども、それはそれで独自性を持って自治体によって、その事情によっていろいろと引き下げであるともあるし、そうでないともあるというような、それとはまた別の種類じゃないかなという感じがいたします。したがいまして、いわゆる俸給自体、独自性の部分ていうのは、これはまた考えていかなきゃいかんけども、いわゆる人勤という今の時期に出ますこの人勤ていうのは、そういう格差がいろいろ各自自治体の事情はあろうけども、全般的に、全体的にこういう格差があるんだという、その指標が出ておるもんだというふうに私は思っております。それで、先ほどの答弁にも公務員と民間のいわゆる是正だということ、その中で職種がどうのという、それじゃなくて、いわゆる公務員というような考え方でこれを今まで尊重してきたと、遵守といいますか尊重をしてきたと。しかも、国のほうが全国的なより広範囲なデータだろうと思いますし、逆にこれが地域間格差みたいなことも出てくるのかもわかりませんが、逆に今度はそして県はもっと身近なというような、そういう一長一短はあろうと思いますけども、基山町としてはより広範囲な国の人勤を尊重してきたということだと私は思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、いいですか。はい。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第59号議案に対する質疑を終わり、ここで11時5分まで休憩いたします。

～午前10時50分 休憩～

～午前11時5分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

第59号議案に対する質疑は終結しましたので、第59号議案に対する討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第59号議案 基山町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第59号議案は原案どおり可決しました。

次に、第60号議案 町長の諸給与条例の一部改正についてに対する質疑を行います。後藤議員。

3番（後藤信八君）

先ほどちょっと申し上げましたので、質疑というより意見を申し上げておきますが、今般議員と同じように報酬の件については除外をしておると。その理由に、平成19年に7%、教育長については5%削減をしておると、カットしておるということでもあります。私は、この平成19年の7%、5%、その枠内にあるから下げませんという先ほどの資料に基づく説明がありました。意味が全く違うんじゃないかと思うんです。行政改革に基づいて基山町が独自に7%、5%削減をしたってという話と今回の人事院勧告に基づいて基本的には2年前のリーマン・ショック以降、民間が非常に給与状況が下がっていると。そういう中で、全国調査の結果、人事院勧告から報酬も期末手当も引き下げという勧告が出たわけですね。それに基づくということであれば、本来であれば特別職の場合は国の場合は0.2っていうのは5千円とか金額の問題ではなくて、議員の場合500円になるんですかね。町長の場合は3千円とか2千円とかというレベルかもしれませんが、やはり考え方が、そこで3年も前のものと連動さすということ自体が私はどうしてもやっぱり無理があるんじゃないかなと。そういうことでいけば、職員さんの場合も18年にたしか地域給与を適用ということで4.8%下がるとというふうに聞いておりますし、そういうこととちょっと整合がとれんというふうに考えております。そういうことについてちょっと見解がありましたら聞いときます。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

先ほど資料に基づいて平成19年度の取り扱いについて7%と5%の削減の枠の内に入っているということでお話ししましたけれども、そのことに関しまして特別報酬審議会のほうでも検討していただいております。まず、特別報酬審議会の中で、0.2%の削減について、資料等も提示しながら説明した中の意見としましては、町長、それから教育長に関しましては佐賀県の他の団体の給与と比較して若干低いんじゃないかという指摘等もなされております。その分につきましては、先ほどの19年2月の対応でそういう現象が起きているということで説明をさせていただきまして、それであれば、0.2%を下げるよりも逆にもう少しもとに戻してやるべきではないかという意見等も出ております。そういうところを検討していただいた結果、答申としては据え置きにしているのではないかという意見が出ております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

私も同じ意見を持っているわけですが、例えば人事院勧告、給与勧告ですね。昭和35年から出されてきているわけですが、ずっと平成13年まではプラス勧告がされてきたわけですが、0とかという場合もありますけども。どうしても、やっぱり平成13年、バブル経済過ぎて大変厳しくなった中でマイナスの勧告がされると。平成14年でマイナス2.03、平成15年で1.07%、そして平成17年で0.36%と。そして、去年が0.22%、そしてことしが0.19%というふうに大変今厳しいというのは私も十分理解します。

そういう中で、これは後の関係にも出てくるわけですが、第61号議案で一般職については当分の間、この当分の間ちゅうのがいつまでかも、後でこれは質問しますけども、55歳を超える職員については1.5%月例給を下げると。これ、給料も管理職手当も期末手当も下げるというふうになってるんです。そうすると、その管理職の長に立つ町長及び教育長が、そら当然平成19年にこんなように7%、5%下げたというふうに言われてますけども、これは職員もその痛みというのは今日まで来てるわけです。そして、言うように、今回の1.5%下げるというのは、これは人事院勧告が、年度ごとにこれ出すわけですので、当然去年の秋からことしの夏まで含めた部分でこれ出されているわけです。そうすると、管理職には痛みを伴ってくれというふうに出す、それを出した町長及び教育長については、俸給については見直しはしませんよと。本当にこれでいいのかなと。やっぱり、ともに痛みを分かち合おうという部分では、今回町長についてもこの1.5%のカットというのは、これ出すべきではなかったのかなというふうに思いますけども、これ町長自身どのように判断されますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

私のことにかかわるので、ちょっとどう言おうかなというような感じはするんですけども。確かにさっきから申し上げておりますように、このいわゆる19年に行いました給与の引き下げということ、これはもうあくまでも行革という面でさせていただいたということでございます。それはもう私も自覚をしております。そしてまた、今回のこの人勤ということはまた別問題だというふうに私も思います。そういうことからすれば、19年に下げた分、それも既に民間との格差があるというような部分では、今回やっぱり私の分も引き下げをということ、これが筋としてはもう当然だろうというふうに私自身は思っております。しかしながら、いわゆる報酬審議会、特別職の報酬審議会ということで御意見をお伺いしたところ、そこまではということでしたもんですから、一応それに従ったといいますが、その筋でいかせていただいたというようなことでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

大変これ難しい問題でもあるんです、自分たち自身の待遇にもかかわることですので。だからこそ客観的な判断が必要と。この客観的な判断として人事院勧告の適用するというのは私も十分理解をします。ただ、今回人事院勧告の内容が大変厳しい内容でもあるし、特にこの第61号議案ではまた大変難しい問題もある中での今回基山町のこの条例改正にもなるわけですけども。もし、人事院勧告が今回マイナスの勧告をしたわけですけども、これプラスの勧告をしたと、民間は景気が上向いたと、2%ないし3%プラスすべきなんだというふうな勧告、もしこれ国が勧告を実施したとなったら、やっぱり基山町もそれに引き続いて2%ないし3%の増額をするというふうに町長はお考えですか。しかし、私がなぜこれを聞くのかというのは、先ほどから言われますように、基山町独自として財政問題、いろんな問題含めて判断しなければならない面が今大変来ているというふうに思うだけに、一定程度やっぱり基山町はこういうふうに考えるんだというのを内外に明らかにしていくようなやっぱり考えを出すべきではないのかというふうに思ってあえてちょっと意地悪みたいな質問してますけども、どういうふうにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

もし人勤でプラス勧告があったときに給与の引き上げはどうするのかということですが、果たしてどうなのか、そのときになってみないとわからない部分もあるんですけども、今の考え方からすれば、一応それにのっとったところで、諮問じゃございませんけれども、報酬審議会あたりでまた話し合っていて、果たしてそれで上げる、下げると、いや上げるべきじゃないというような、そういう御意見をまた尊重してやっていくのかなと

いうふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますね。片山議員。

5番（片山一儀君）

1つお伺いしたいんですが、町長のやつを上げるとか下げるとかという問題と、それから要するに特別職の報酬額が幾らが妥当かという問題があると思うんです。それによって、ただそこにひとつ考え方がないんじゃないかなと。要するに、一般の会社では、これ稼ぐわけです。1人の営業マンが何億円と稼ぐ人もいます。それについて連動して動くわけです。ところが、行政というのは、収入が稼ぎじゃなくて全部税金が入ってくるわけですよ。私思ったんですが、町長は1万8,000弱のリーダーなのか、150名弱のリーダーなのか、その会社の、考えたんですが、それでもやっぱり比較にならないですね。140の社員が稼ぐのと、稼いだときに役員報酬とかトップの報酬とかというのと町長の報酬っていうのは違うだろうと。そこらあたりがきちっと考え方が一つの基準がないといけないし、それからそこがいいかげんというわけではないでしょうけど、700千円とか800千円とか決まってて、よく上げ下げするのが本当にいいのかなと。これは一般職の人とはまた違うわけですよ。そこらあたりはどういうふうなお考えで設定されたり、あるいはただ上が減らすから減らすのかって。この財源の問題があって、要するに上げるにしてもキャパがあって上げれないっていう問題ある。地方自治は財政力の問題があって、職員のを上げれない場合もあるでしょうし、行革で、いわゆる民間格差で上げたり下げたりしなきゃいけないもんもあるんですけど、そこらあたりの特別職、今町長、教育長、出納長でなくて、あれは特別職になってんですかね、なってないですね、課長。だから、今2人しかおられないんですけども、そこらあたりの額の決め方もやっぱりどういうお考えでされてるんでしょうかねっていうのは、ちょっと疑問、大したあれじゃないんですけども。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

ああ、そうですかね。そうですね、それはおっしゃるとおり、もう民間と公務員とは全く違います。稼ぎがどうのというようなことはもうそこが根本的に違うわけでございますけども、それだけにやっぱり行政っていうのは財政規模なり財政の内容なり、その辺がやっぱり一応特別職に限らず俸給あたりの考え方になってくるのかなというふうには私は思っております。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、御指摘のとおりだと思います。まず、その分につきましては、地域性、それから他

団体との部分を含めたところの判断となると思います。ただ、今言われましたように財政の事情とか、そういった政策面等も含めて、今回もそういう議論が審議会の中でもされましたけれども、7%と5%下がる分については、町長のほうから10%の削減とか、そういう御提案をされております。それにつきましては、政治的な判断等もあつてのことですので、最終的には審議会のほうで議論をされて答申をいただくものと思います。そういったいろいろなもろもろの特別職の月額額の決定については、答申をいただいた上でさらに町のほうでも検討しなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

これは質問というよりお願いなんです。やはり先ほど報酬審議会のメンバーを見て、教えていただいたんですが、やはり行政のプロが感覚的じゃなくてやっぱり論理でもって説明をしていただくのは大事だし、報酬審議会も行政の方が、プロがきちっと説明できれば、それについて何だかんだ言われるだけの反論するだけのものがないだろうと思うんです。それだけの力持ってるのが行政だろうと思います。データ持ってるのは行政ですから。そこらあたりをこれからも、感覚ではなくて論理でもって、一つの論理でもって説明をしていただけるようお願いをして質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。林議員。

8番（林 博文君）

基山町は、大変財政が今まで豊かであったということで、玄海町なり佐賀県でも給与体系については高いところではあるわけですが、ラスパイレスにしても国に対しての金額も高いほうですけども、今までから見るとやっぱり人事院勧告に余りにも右へ倣えになったやり方で、人事院勧告、人事院勧告というような形でもう上げ下げ、民間、そういうなところから見れば、私は町長にもお願いですが、いろんな面でやっぱり職員も仕事がさばけた人、さばけない人、いろいろあるわけですが、今大阪市とか広島、これはもう聞かれたと思いますが、民間対応で能率給なり、また本人の稼ぎによって年俸でもう決めてるような市町村、市政もあるわけですが、そういうなことを見ると、やはり基山町もその町村の独自性に対応した給料体系で支払われておられると思いますし、議員の報酬も違うわけですが、やっぱりその辺の感覚はやっぱり職員同士、ボーナスでの差額とか職能給とかあるいは人事院にとらわれんでボーナスでは民間であつたら差がつけられたり能率給とかずっとされておられるわけです。その辺については、どのくらいの程度やっぱり管理職が各自分の課の査定をされてそういうのをされておられるのか、また町長はこういうふうな制度を、将来大阪とか広島みたいな年俸の給料体系、能率給とかあるいは仕事の内容のそういうな年俸制に取り組みされる考えでおられるものか、ちょっとその辺も聞きたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに先進といいますか進んだ考え方だろうと思うんですけども、そういうふうな独自の給与体系というようなことでなさっておられるところもちらほら出てきたというような気がいたします。しかしながら、なかなかそれも難しいというか思い切ってやらなきゃいかんのでしょうか、なかなか難しい部分もございます。まさに先ほど出ました個人の営業、会社と公務員というのは非常に違う部分もあるわけですから、数字だけでは切り切れない部分、そうなってくるとやはりしっかりしたやっぱり評価の仕方、人事評価といいますか、そういうやり方を確立してでないと、これまた逆に不公平感みたいなことにもなってきたかねないということ、その辺も私も十分今検討、考えはいたしております。しかしながら、まだそこまで踏み切れてないというのが現状でございます。いずれかの先では、やっぱり全く平等ということもこれまた不平等じゃないかなというような気も私も持っておりますので、どこかの時点ではやはり若干の開きがあっても仕方ないと、そういうやっぱり給与体系にしていかなきゃといいますか、給与体系までいかなくても、そういうふうな考え方も取り入れていかなきゃいかんというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）

町長も民間からこういうふうな町行政に携わられた方でもおられますので、やはり民間の企業の厳しいところがやっぱり給料に反映するというようなのも一つの給料体系の一つじゃないかと思っておりますので、その点については今後やっぱり人事管理なり、また能率給なりのボーナスでの差額とか、そういうのもやっぱり考えていただいて、職員の反映といいますか、やる気というような形で、やった人にはやっぱりそれなりの報酬を与えるというような方法をとっていただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第60号議案に対する質疑を終わります。

第60号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第60号議案 町長の諸給与条例の一部改正についてを採決いたします。本案を原案どおり

決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、第60号議案は原案どおり可決しました。

次に、第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する質疑を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）

今回のこの第61号議案、人事院総裁が8月10日にこれ談話を出してるわけです、公務員の給与改定の勧告に当たってと。その中でも書いてありますけども、今回初めての措置としてこの55歳代後半層の号給及び号給の特別調整額を1.5%減じるというふうになったわけです。これ人事院勧告制度始まって以来です、こういうふうに年齢によって差をつけるというの。なぜそういうふうになったのかと、それを1つは町としてどのように理解しているのかというのをまず1点伺いたいと。

それから、第2点目に当分の間と、この措置は当分の間なんですと。じゃあ、この当分の間というのはいつまでを考えてあるのかと。これについては、国のほうも明確には出しておりません。じゃあ、町のほうはその当分の間はどのように考えてあるのかというふうに思っています。

それから、資料でいえば17ページ、平成22年度人事院勧告の影響額等についてということを出されています、月例給、期末手当、年間合計と。議員及び町長、教育長については期末手当だけの関係ですので計算すればすぐ出ます。職員については、それぞれ金額も違うでしょうし、トータルとして12,330千円というふうになりますけども、この55歳以上についての6級等以上ですので管理職ですね、基山町の場合は管理者と。この1.5%額による影響額、どのように算出されていますか、まずこの件を質問いたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、年齢給の措置については、人事院のほうからの月例給の引き下げに当たっては50歳代は公務の給与水準が民間を上回っており、特に50歳代後半の官民の給与格差が拡大している傾向にあることを踏まえて、当面の措置として本年の民間給与と格差を解消するための措置として50歳代後半の給与水準の是正を図ることとするということで、あくまでも民間との格差があるということで、年齢的にその部分に該当したという取り計らいになっております。その部分については、人勤の調査機関の中からそういう調査が出ておることについては、先ほどお答えしたような人勤の勧告を尊重したいというふうに考えております。

それから、当分の間というのはもう御指摘ありましたように、本来であれば時限立法的に何年の何月から何年の何月までの適用とするというのは今までの条文の内容になると思って

おりますけれども、町としましてはこの分の問い合わせ等も行っておりますけれども、今御指摘がありましたように、あくまでも当分の間だという回答しかいただいておりません。でありますので、いつまでの措置ということではちょっと考えていないということで、当分の間がいつまで続くのかなというような危惧をいたしております。

それから、17ページの影響額につきましては、その中の措置としまして管理職手当が57歳の6級でちょっと試算を、仮定の試算をいたしております。管理職手当の1.5%の措置については570円、それから期末手当の試算では8,849円、これにちょっと、これは例題としておりますので、そのほかに影響する分について、失礼しました。給与額が5,700円、以上の3点についてちょっと試算だけをいたしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

今の計算からすると、年間約15千円いかないぐらいになるかというふうに思いますけれども、これは当分の間ということで当分、いつまでかわからないと。じゃあ、これについては退職金に影響しますか。

それから、先ほども町長の関係で言いましたけれども、55歳になって管理職になれば下がると、これは今から先の仕事の能力率というわけではありませんけれども、影響はないですか。やっぱり頑張ってもらわなければならないと、頑張ってもらうためにはある程度のやっぱりどうしても給与については頑張った分は見るんだと。基山町、今から先、来年4月以降はまちづくり基本条例も制定されますし、課長職の仕事量も格段に私は上がるのではないのかなというふうに思うんです。そういった意味では、今回の措置は大変問題があると。民間では、55歳以下かある程度なれば、給与改定下がるというのも多々あるわけですが、それはポストも、例えば軽いポストにかえるとか役職を外すとか、やっぱり仕事にかかわる部分で軽減が給与の引き下げにもなるわけです、民間の場合は。しかし、今回の場合は全くそういうのはなくて、1.5%一律に下げるというふうになってるわけです。だから、今回の人事院勧告が初めて今回こういうふうな措置をしたという中身も十分やっぱり検討しなければならないと、今これ民主党政権が公務員の人件費については一律2割削減するんだというふうなことも言ってますし、平成25年度から段階的に退職年齢を上げていくというふうなことも言われてます。そういうふうに、これは政治の思惑が今回の人事院勧告に色濃く反映していると。本来、人事院勧告は先ほどから言われてますように、労働基本権の制約に伴うんです。公務員の労働基本権の制約に伴う代替措置、代償措置としてされているわけですが、政治色が色濃く出ていると。それを基山町がそのままこの人事院勧告を踏襲しているというのが私どうしても納得できない部分がありますけれども、先ほど言いました退職金の関係、それと本来に管理職のやる気の関係、この2点について質問いたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

退職金につきましては、うちのほうからも問い合わせしておりますけれども、退職金についての今回の措置は反映しないということで伺っております。

それから、新たな55歳の管理職になった場合の対応ということでございますけれども、個人的なことをここで言うとおかしいと思いますけど、今の管理職については大きな打撃的な措置とは思っております。ただ、新たに今度管理職に上がる職員につきましては、それを踏まえた上での管理職手当からさらなる手当等の分でございますので、現段階からのマイナスという考えにはならないと思っております。そうした観点から、新たに55歳の6級に対応した職員については段階的な管理職手当とかそういった手当はプラスになるというような考えの中で持っていくではないかと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）

先ほど言いましたように、人事院総裁は談話を発表したというふうに私言いましたけども、例えばこの問題、もう労働上、賃金、給与、労働条件の最たるものでありますし、当然団体交渉されたいというふうに私は理解しております。その団体交渉の中で今回の給与改定に伴う部分で町長として談話、談話を文書で出せというわけではありませんけども、今回こういうふうな考えで自分は今回の給与改定について出したんだというふうなことを、これ労働組合のほうに明示されておりますか、その理由を。今言われました、総務課長が言われました理由は、これは人事院勧告に伴う理由ですので、そうじゃなくて基山町長として、基山町としてこういうふうな考えを持って今回の給与改定を行ったんだというふうな談話を、談話までいきませんが、そういう意見を述べられたことありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

特にこういう考えでというようなことは申し上げてはおりません。ただ、これを、これはなぜこんなことをするのかという、勧告するのかということでございますけども、それは私詳しくわかりませんが、やはり定年延長を見据えた上での引き下げといえますか、緩やかな給与と、助長というような、その辺があるのじゃないのかなというふうには思っております。そうしませんと、やはり定年延長すれば、人件費も膨らむというような、そういうおそれもあるということで、それを見ながらのこの勧告だと思います。だから、当分の間というか、そういう言葉の表現にもなっておるんじゃないかなというふうに私思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

今回の改定によってラスパイレス指数がどれぐらいに変わるのかっていう質問と、それから私ローカルな、要するに基山町の給与所得の、平均給与所得の調べ方は、私は住民税が均等割の分と所得割の分がありますから、それで調べられるんじゃないかと思うんですが、その可能性についての質問です、可能性。いや、調査、基山町の平均給与、民間の平均給与がどれぐらいかっていうので調べることが可能ではないかと、これプログラムの変更は必要かもしれないけど、可能じゃないかと思ってんですが、その可能性についてを質問します。

それから、3つ目はこれは質問ではないんですが、今まで人事院勧告で今五十何歳、初めてだってありましたけど、今まで人事院勧告では例えば初任給クラスのところは厚くするか薄くするかという勧告は今までもあってるわけです。ほで、今組合の問題が出てます、労働三権の保障というの出てきてますが、今日本の労働組合の組織率18%ぐらいですね。18%のうちのそのうちの多くは日教組と、それから地区労です。あと大手の会社がいるだけで、ほとんどのところはそれ実態がないのが現状です。そういうところをやっぱりこれから加味していかなきゃいけないということを申し上げたいし、それからもう一つは今義務定年が実際60で、努力目標が65です。これが労働人口の低下に伴って努力目標70にしようとしています。義務を65にしようとしています、そこらあたりが、この給与体系をよく変えなきゃいけないという、今町長がおっしゃったとおりです。民間では、もう60ですけど、義務年齢ですけど、55から肩たたきが始まったり、報酬の引き下げがどんどん下がってきてます。これも私の同級生なんかでも今までそういうのを、もう何十年も前に受けてきてるんですけど、やはりそういう今大きな変化が起こってるということをやっぱり行政でも考えておかないといけないだろうと、こう思うんです。やっぱり要するに給与体系の仕組みというものをやはりローカルはローカルで考えていかないと、これからはまさに対応できないというふうに思います。ほいで、質問は2カ所なんですけど、それについてお答え願いたい。ラスパイレスは、できてなきゃできてないで。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

この今回の処分についてのラスパイレスの指数の換算等については行っておりません。（「まだできてない」と呼ぶ者あり）はい。当然これは全国で反映されますので、そういうのを現時点で把握するというのは難しいと思っております。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

町内企業の給与を調べられないかということでございますけども、年に1度源泉徴収票で

ありまして、年額はわかると思いますけども、ただこの源泉徴収票の提出の原則といいますか、これは税に使うということで企業さん、また本人さんたちの協力を得て出していただいておりますので、もしそれを参考資料として使うとしたら、その企業さんの承諾なり個人の承諾等が当然必要だろうというように思います。それからまた、承諾をいただいても、先ほどおっしゃいましたように、プログラム等の変更とかで相当な支出が必要になるというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員、よろしゅうございますね。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

私、ちょっと資料ですけど、給与勧告の骨子って出してあって、1ページに、14。一番、この人事院勧告を出されたのが一番重要な、先ほど町長がおっしゃいました今度55歳以上の給与の減額措置について人事院勧告が出てるんですよ。それが資料には載ってないんです。これ抜粋してあるだけなんです、給料だけ。今この手元の14ページは。この中で、人事院勧告は、2ページにわたってあるんです。この中で、公務員の先ほどから議論になっておりました55歳の減額、これについては先ほど町長がおっしゃいましたように、これについては年金支給開始時期は平成25年から3年に1回ずつ1歳ずつ上がるんです。それで、この初めてですけど、55年から1.5%、それが下がるというのは、定年延長と年金支給開始年度の繰り下げにより、平成37年度からは全く65歳からしか年金が受け取れないというふうな年金、それと定年延長に向けた骨子で緩やかなソフトランディングといいますか、そういう関係の給与体系になってることが人事院勧告の骨子の中に入って、うちの14ページには、その分の重要な部分の人事院勧告が、これが抜けてると。これが、この資料の勧告の資料があれば、この間については議員の皆さん方も大体先ほど町長がおっしゃいましたような関連づけでくるとは思いますけど、私はこの人事院勧告は抜粋ではなくて、大まかな骨子についてはすべて出していただくほうが理解が早くなるんじゃないかということを申し上げましたけど、そういう考えでよろしいでしょうか、総務課長。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

国のねらいがどこにあるかちゅうのは、今回の措置の中には明記されておりません。先ほど55歳の取り扱いについてということで重松議員のほうからありました内容の部分で、あくまでも50歳代の後半についての民間との格差が生じていますと、その分のあくまでもその是正ですという勧告の内容になっております。

資料につきましては、勧告の内容自体はページ数もかなりありますので、今回は骨子の部分だけをつけさせていただいております。そういう内容でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）

こういうのがあるんです。給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント、平成22年8月、人事院。これの一番最後のページには、定年延長に向けた制度見直しの骨格として、定年延長と60歳代の多様な働き方、定年延長に伴う給与制度の見直しと、こういうのが出てるんです。だから、私は官民格差じゃなくて、将来的な定年延長とこれに伴う給与制度の見直しがことしから入ってきたというふうに理解してますけど、総務課長はそういう理解がないということですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

骨子の中にも、先ほど言われました定年延長に伴う給与制度の見直しという内容ではうたっています。ただし、今回も県の人事院勧告に関する担当課長会、担当職員の会議の中で、その分についての質問等がっておりますけれども、今回の55歳の措置については、あくまでも格差の是正という判断のもとにしか行っていないという意見をいただいております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、よろしゅうございますね。松石議員。

10番（松石信男君）

2点ほどお伺いいたします。

まず1点は、今回の人勤による給与とかボーナスの引き下げによって、職員1人当たりの年間給与の削減額、1人当たりの、これをお示し願いたいと思います。

もう一つは、この影響額、年間で約12,000千円ほどということが資料で示されておるわけですが、このことによって、町内の各商店なり、そういう意味での購買力、もしくは消費、これが低下につながるということに私はなるというふうに思っておりますけれども、もちろん、全国的には何百万人という公務員ですから、物すごい影響が出てくるわけですが、基山町の場合は140人ぐらいと。年間12,000千円ということで、額としてはそんなに大きくないわけですが、少なくともやはりそのことによって買い控えは起こるし、そういう影響額が私は全然ないということにはならないだろうと。非常に駅前商店街の活性化をしてほしいと、こういう要望が非常に強いです。町長、その辺のことについてどのような御見解なのか、お願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

まず、影響額についてですけれども、月例給につきましては72名が対象となっております、この平均が6,707円、それから期末勤勉手当につきましては、職員全員になるわけです

けど、平均額で85,239円になります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）

確かに12,000千円の給与が削減されるということは、経済、購買にも影響してくるというふうには考えられます。しかしながら、だからといってどうということでもないのかなと。これはやっぱり別問題として、また活性化の道も考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

松石議員。

10番（松石信男君）

職員の1人当たりの給与の年間の削減額は、そうしますと85,239円。（「期末手当で」と呼ぶ者あり）それ合計合わせた部分で。（「期末手当と合わせて」と呼ぶ者あり）全部、削減なるですね。今回削減になる。ちょっと説明してください。（「金額では6,700円です」と呼ぶ者あり）年間。（「年間」「6,700円、月額」と呼ぶ者あり）年間で1人当たりで85,239円。

議長（酒井恵明君）

期末手当の場合がそれ。（「期末手当で……」と呼ぶ者あり）

答弁求めます。総務課長。

総務課長（小野龍雄君）

月例金につきましては6,707円。（「年間ですね」と呼ぶ者あり）年間です。月で558円です。ボーナス、期末勤勉手当につきましては85,239円になります。（「年間」と呼ぶ者あり）はい、年間。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）

お願いなんですけど、ここの資料の17ページあたりで、作り方が特に、例えばこれ一括して議員、総額で書いてありますけども、平均だとか職員でも20代、30代、40代、平均はどれぐらいになるかということをやっぱりこれから書いてもらうほうがよりわかりやすいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

資料の提出の仕方ですね。はい、わかりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第61号議案に対する質疑を終結し、第61号議案に対する討論を行います。松石議員。

10番（松石信男君）（登壇）

どうも大変お疲れさまでございます。日本共産党基山町議員団の松石信男でございます。私は、第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正について反対討論を行いたいと思います。

今回の人事院勧告では、公務員の月給0.19%と年間のボーナス、これは期末勤勉手当でございますが、0.2カ月分を同時に引き下げるものでありまして、この引き下げは2年連続となります。基山町は、これによって実施されずと職員の給与が年間で11,480千円の減、職員1人当たりでは月給で年間6,700円の減、そしてボーナスで、期末勤勉手当でございますが、年間85,239円の減額となってまいります。今日本経済の最大の問題点は、12年間にわたって国民の賃金が下がり続けていることにあります。民間給与は、1999年の平均4,670千円が2009年には4,060千円へと12年間で610千円も年収が減っています。月給にいたしますと、50千円のお金が毎月下がっております。この間、雇用を正規から非正規への置きかえ、どんどんリストラをやったり、そのような中で賃金が下がり続けています。こんな国はありません。これがデフレ、継続的な物価下落だそうではありますが、これを生み出し、円高を推進しているというふうに思っております。

今までは、企業が収益を上げ、成長していく中で賃金が上がっておりました。ところが、今はそうではありません。大企業は、内部留保という形でため込み金を1年間で233兆円から244兆円に11兆円も積み増しし、手元資金が52兆円と、空前の金余りとなっています。大企業には、使い道のないお金がたまっているわけでありまして。一方で、国民の賃金はどんどん下がってきています。私は、大企業のため込み金を設備投資や雇用に回していけるようなお金が循環するような経済構造への転換が必要だと思っております。需要がないところには投資は起こりませんから、需要を起こす必要があります。そのために今求められているのは、雇用を確保し賃金の底上げを図ることではないでしょうか。ですから、私は今政治が力を発揮して、賃金を引き上げる政策を打ち出すことが必要だと思うわけでありまして。今回の公務員の賃下げは、民間の実態を反映したものとはいえ、2年連続の引き下げであり、中小企業や地場産業の労働条件にも影響を与えることが予想されます。内需拡大の必要性が指摘されているにもかかわらず、景気や地域経済をさらに停滞させていくことにつながることもなります。

以上で私の納得できない理由を申し上げまして、私の反対討論といたします。

議長（酒井恵明君）

第61号議案に対する松石議員の反対討論がございましたが、ここで13時まで休憩いたします。（「続けよう」と呼ぶ者あり）続けますか。（「はい、続けてください」と呼ぶ者あり）じゃあ、皆さんの。

賛成討論なさる方。後藤議員。

3番（後藤信八君）（登壇）

3番議員の後藤信八でございます。賛成の立場で討論を行います。

基本的には、今般の町職員給与の引き下げ、期末手当の引き下げについて、職員の皆さんの生活や仕事の実態を考えると大変厳しい内容だというふうには理解をしておりますが、全体、特に民間における状況を判断した上で、やむを得ないと判断するものであります。民間の実態について少し述べさせていただきます。

この人事院勧告は、全国50人以上の1万1,000の事業所、45万人を対象に調査をしたというふうになっております。私も調べましたが、最終的にはこの約1万社の回答の中で賃金の差が757円、賞与の差が0.18カ月差があったということでありまして、この1万社は、主力は100人から500人ぐらいの4,000社ぐらい、それから3,000以上の大企業も1,600社入っているということで、さらに正規職員のみで比較したものであります。

一方で、佐賀県の毎月勤労統計を調べて実態を調べてみますと、30人以上の事業所の平均現金支給総額を月平均で割りますと、09年で14万7,000円が対象ですが、279千円、年額にして3,348千円であります。これが前年に対してマイナス8.1%ダウンをしておるわけです。それから、それをさかのぼりますと08年では6%、07年では1.5%、要は3年連続民間企業の勤労統計によると、そういうふうに大きくダウンをしとるわけでありまして、しかも、非常に、常用雇用ながら非正規の方も入るとというふうに思いますけれども、低いレベルで、それがさらに下がっておるとというのが今日における民間企業の実態でありまして、一方で基山町の職員の皆さんの1人当たりの年間給与総額は大体6,000千円、ラスパイレスも非常に高いという現状の中で、今回の引き下げ額もマイナス1.4%というレベルでありますので、非常に町民の立場から考えてきたときに、町政を支える町民の皆さんの生活の実態、給与の実態がこのような厳しい状況にあるということを確認したときに、今回の給与の引き下げについてはやむを得ないと判断して賛成をするものであります。

以上であります。

議長（酒井恵明君）

ほかに討論される方ありますか。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

お疲れさまです。2番議員の重松です。第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の改正について反対の立場で意見を述べたいというふうに思っております。

今日まで、人事院勧告制度が労働三権の労働基本権の制約の代償措置としてのある意味持ってきた実績については私も十分理解をしますし、人事院勧告によって公務員の待遇が保障されていたという事実はゆがめないものであるというふうには理解しております。しかし、今回の人事院勧告は政治的な思惑が強くて、それをそのまま基山町職員の給与に当てはめることに私は大変無理があるというふうに思っております。

第1点は、人事院勧告で民間との給与差が拡大している傾向にある50歳後半層の号給及び管理職手当を1.5%減額にしたという問題です。今回の措置は、先ほども申しましたけども、人事院制度始まって以来の勧告でもあるわけです。先ほども言いましたけども、民間では多くの場合、役職定年やポストの変更などによって人事的な措置をセットにして給与の引き下げが行われます。しかし、今回55歳以上、6級職以上といえば基山町ではすべて管理職というふうになりますけども、管理職の仕事は今後ますます私は仕事量がふえるだろうというふうに理解しております。来年度4月からはまちづくり基本条例も策定されます。施行されます。大変私はそれに伴う仕事量が管理職の肩にかかってくるというふうに理解しております。そういう中において、本当にこの管理職をねらい撃ちにした1.5%カットが有効に基山町の行政に反映するのかということに対して、大変疑問を持っております。

また、今回の措置が唐突に出された背景として、国家公務員の総人件費2割削減、そして先ほどから言いましたように平成25年度からの段階的な定年延長という政治的な思惑が大変強いというふうに思っております。そして、2年連続の一時金の引き下げ、平成20年度で年間4.5カ月から20年度、21年度合計で約0.55カ月分が減額にされました。大変私はこれは公務員、労働者の生活に打撃を与えるものというふうに思っております。この公務員給与の引き下げが構造改革路線で疲弊している地域経済にますます不況から立ち直れない状況をつくるというふうに思いますし、中小地場産業の賃金に今回の給与の引き下げがまた間接的、直接的に反映すると、悪循環を繰り返すのではないのかというふうに思っております。

そして、今回人事院勧告に伴う月例給の見直し、基本、期末、勤勉手当の見直し、総額年間全体で12,000千円というふうに言われました。先ほど特別職報酬等審議会が開かれたというふうなことも言われております。この中で、今回の賃金、報酬に伴う計上された予算が減額に、12,000千円減額になるわけですけども、この12,000千円を基山町内の例えば臨時職員、そしてここずっと問題になっております例えば放課後児童クラブの指導員さんの待遇改善に使っていただきたいというふうな意見もこの審議会の中では出されているというふうに聞いております。ぜひこれについても検討していただきたいというふうにも思いますし、基山町としてどのように今後の財政を図っていくのかという部分では、ただ単に人事院勧告制度があったからそれに伴うという部分ではなくて、基山町の独自性もやっぱり出すべきだったのではないのかなというふうに思っておりますし、そういう意見をトータル的に考えた場合に、私は今回のこの第61号議案には反対せざるを得ないというふうに思っております。ぜひ皆様の真摯なる判断をお願いしたいというふうに思いますし、私の反対討論は終わります。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。片山議員。

5番（片山一儀君）

賛成側で討論します。

議長（酒井恵明君）

もちろんです。

5番（片山一儀君）（登壇）

住民の立場って私基山町歩いてて思うんですが、一生懸命働いてる。確かに職員も一生懸命働いてると思います。でも、それが民間が非常に下がったら合わせることは非常に大事である。私は、公務員は先憂後楽でなきゃいけないんです。ほいで、しかも私はこの地域のという、ローカル、平田委員からありましたけど、地域のことを調べてやること大事なんです。それを国家公務員と合わせること自体、私はナンセンスだと思ってますから、私は極端にもっと評価しなきゃいけないんじゃないかと思ってる。

今時分、5時になって帰れる公務員なんかいません、国家公務員なんか。私、六本木いるときは大体11時か12時です。12時過ぎます、12月時期になりますと。それを、地方公務員に国家公務員のベース合わせること自体も私は非常に疑問持ってますし、やはり民間に合わせていくと。国家公務員がリードすることじゃない。しかも、先ほど12,000千円下がったら消費が下がるんじゃないか、景気が落ち込むんじゃないか、基山町のってありましたが、今の時代を考えればそんなことはないんです。生活必需品はこの近くで買います、野菜は。今の若い人は、いいものはすぐ車でもって外へ出ていきます。ここで上がったとしても、基山町で消費されるとは限らない。もっとグローバルな見方をしないと、基山町はこれから私はいけないと思います。したがって、今回の引き下げはぜひやらなきゃいけないと、私はこういうふうに考えております。

以上で終わります。（「賛成討論」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

賛成討論。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第61号議案 基山町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

賛成多数と認めます。よって、第61号議案は原案どおり可決しました。

ここで13時30分まで休憩いたします。（「後何ページしかない」と呼ぶ者あり）全部終わる。（「これ全部討論終わって、あとは」「補正だけ」「うん、それだけやけ。あと何もなし。今終わったから」「今しちゃったから、もうあとはなかよ」と呼ぶ者あり）一般会計からまだ特会もあるんですよ。（「それは、こんでんとに関係しとる」「議事進行」「ほかん

とは入っとなんとやけ」「さっきんとが数字ででてきただけやる」と呼ぶ者あり)議長が申し上げております。13時30分まで休憩です。(「12月にまた補正出るっちゃるに、普通は」と呼ぶ者あり)補正はあるんです、一般会計。(「何かあると別に」と呼ぶ者あり)でも、1款からずっとあります。(「いやいや、あるけども、人勸に関する事だけやる」と呼ぶ者あり)そらそうですよ。(「何か入れ込んだると、これ」「ほな10分しよう」「10分だけ、頭を冷やしてから」と呼ぶ者あり)補正予算は一括でという思いですか、皆さん方は。(「そうです」と呼ぶ者あり)議長は今までどおり。(「何も無いから」「議長に任せます」「案件としては別やけど、中身は一緒でしょ」と呼ぶ者あり)いや、中身はもう人事案にも関連してますから、給与、それだけです。でも、そのような方法でいくなれば、一応議運を開いていただいて、方法が変わりますから。

じゃ、ここで暫時休憩して、議運を開催していただきます。

～午後0時17分 休憩～

～午後0時29分 再開～

議長(酒井恵明君)

休憩中の会議を再開します。

その前に皆さん方に報告をいたします。

教育長が若基小学校が英語活動研究校として指定されておりましたので、きょうがその英語活動発表会ということですので、午後から退席なさいますので、御報告いたします。

ただいま議会運営委員会のほうで協議していただきまして、一括に、議案ごとを一括に審議するというのでこのまま継続いたしますので、よろしく願いいたしときます。

では、早速。重松議員。

2番(重松一徳君)

当初、議長は12時過ぎには1回休憩を宣告されましたけども、議員のほうから継続という意見が出て継続されたわけです。私は、議会が議員だけで回してるわけではありませぬし、やっぱり職員さんもいらっしゃいますし、労働条件は守らなければならないと、休憩時間はやっぱり休憩時間としてとるべきなんだと、別に1時から始めたとしても何も問題ないんです。だから、こういう取り扱いは私はなるべくすべきではないというふうに思っております。これ、少しこういう言い方になるかもしれませんが、ぜひやっぱりこういう前例をつくらないでほしいと。余り真剣にすることないから、じゃあ続けてしてもいいんじゃないかというふうな前例を私はなるべくつくるべきではないというふうに思っておりますので、ぜひ今から先、そういう取り扱いをしていただきたいという申し入れだけしておきます。

議長(酒井恵明君)

はい、わかりました。議長もそういう思いでありましたが、総意で。ただ確認いたしておりますが、今回に限りっていうことを最後に確認いたしておりますので、よろしく御協力くださいますようお願いいたします。

第62号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を行います。原議員。

11番（原 三夫君）

この中で、3ページの歳入の件ですけど、減債基金の繰入金で12,000千円その分をされておりますけど、マイナスされとります。この理由は何でしょうか。減債基金から減債基金繰入金をその12,000千円の分を、今回の分を合計をここで差し引いておられるですね。その根拠は何なのかちょっと教えていただきたいと思います。減債基金しかできなかったのか、なぜ減債基金なのか、その辺を御回答願いたいと思います。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

確かに減債基金の繰り入れを12,000千円取りやめて財源調整をさせていただいております。

なお、今回の影響額が一般会計でいきますと12,074千円となります。それをほかの分で歳出面では人勸分しか扱っておりませんので、その分を予備費に充てますと30,000千円を超すということになりますし、またせんだっての議会のほうでも減債基金の云々ということであるような質問を受けておまして、今回は減債基金の繰り入れを取りやめて財源調整を図りたいというように考えております。

また、財政調整基金のといっても、積み立てという手もございますけども、これにつきましては大体標準財政規模の10%程度が目安でありますよということで、この前、いつかお話をさせていただいたと思います。現在が3億65,000千円程度ございます。一応標準財政規模が37億数千万円ということで、ほぼもう100%に達してるということで、今後減債基金等に、もし余裕があれば積み立てさせていただいて、繰上償還等も積極的に行っていきたいということで、今回は減債基金の繰り入れを更正をさせていただいたということでございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

今の説明でわかりましたけど、最後に今後もこういうことができれば、これから積極的に繰上償還を行うと。しかし、それは積極的に繰上償還できますか、うちの財政状況で、本質的に、法的にできますか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

繰上償還、要するに資金と申しますと政府資金と縁故債、要するに市中銀行です、銀行とか農協さんとかあわせた分がでございます。まず、政府資金につきましてはなかなか難しいところがございます。これは実質比率とか、そういう問題も出てきますので、なかなか難しい

面もありますし、政府資金側がオーケーを出さないともございます。ただ、縁故債、市中銀行等につきましては銀行さん等との話で当然できると思いますので、それについては今後、今現在この補正予算後には25,000千円程度しかございませんけども、もし3月等で余裕等が出れば積み立てさせていただいて、来年度あたりはやっぱり高い利率のほうから繰上償還は積極的に行っていきたいというふうに考えております。そうすることが将来負担を減らしていく道ではなかろうかというのを私ども思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

原議員。

11番（原 三夫君）

そういうことでよくわかりました。ということで、今後やはり縁故債におきましては積極的に繰上償還をやはりやっていくべきじゃないかと思っております。どうぞよろしく願います。

議長（酒井恵明君）

松石議員、挙手は、よろしゅうございますか。

ほかにございますか。重松議員。

2番（重松一徳君）

これ私基本的なことも含めてお伺いしますけども、今回の補正予算なぜ出されたのかなというふうな気がしてます。確かに第59号議案、第60号議案、第61号議案で条例改正をすることによって減額の部分が出てくるという部分で、この補正というのが出てきたと思うんです。去年、2回この人事院勧告に伴って臨時議会ありました。私も当然知っておりますけども、5月の場合はこれ暫定といいますか、どういうあれでしたか、保留といいますか、そういう扱いでした。11月の臨時議会ではこれは人事院勧告が正式になって当然減額になって補正が出ました。しかし、11月の臨時議会のときには、その中に新型インフルエンザとかの対策とか、その部分も一緒に入ってたんです。だから、それをするためには当然補正を組まなければならないというのはあるし、それに伴ってこの人事院勧告に伴う給与改定の部分も出すというのはわかるんです。しかし、今回のこの第62号議案、第63号議案、第64号議案、3本については全く職員、また議員、町長の給与の改定に伴う部分以外は入ってないと。そうすると、今から先補正を出す、これ出し方にもよるんでしょうけども、1日しかきょう審議する時間がないという中で、もしこの中に今先ほど言いましたように、新型インフルエンザ、前回は新型インフルエンザ等項目が幾つか入ってましたけども、もし場合によっては物すごくたくさん入っていると、それを1日で審議してくださいという話にはなりませんよね。だから、12月議会がもうすぐ始まるんだというのがあれば、今回の部分についてはこれ予算措置を伴う部分じゃなくて、これ全部減額ですので、逆に言えば補正予算はあえて今回この臨時議会に出す必要はなかったのではないかなという私はこういう見解持っておりますけど

も、これについてはどのようにお考えですか。

議長（酒井恵明君）

財政課長。

財政課長（安永靖文君）

確かにおっしゃるとおり、すぐに減額であるという場合には当然予算があって、条例は当然改正する場合には予算があるわけですから、予算は減額であれば議案として計上する必要もないというふうには言われております。ただ、条例を出して、例えば人勤の分が0.15下がりますよということ、これだけの影響額が出ますというのは、やはり透明性を保つためにも私は出すべきだということを出させていただいております。そうしないと、どのくらい影響するのか、当然出さない場合には幾ら影響額等は質問等がございますでしょうけども、そのときにはお答えすると思えますけども、より公平な、透明化するための私は出すべきだという観点から今回は補正予算として計上させていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員、よろしゅうございますか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第62号議案に対する質疑を終わります。

次に、第62号議案に対する討論を行います。ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、討論を終わります。

第62号議案 平成22年度基山町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第62号議案は原案どおり可決しました。

次に、第63号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

質疑がないようですので、第63号議案に対する質疑を終結し、討論を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

討論がないようですので、討論を終わります。

第63号議案 平成22年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。
本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第63号議案は原案どおり可決しました。

次に、第64号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

ないようですので、第64号議案に対する討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

討論ないようですので、終結します。

第64号議案 平成22年度基山町下水道特別会計補正予算（第3号）を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

起立多数と認めます。よって、第64号議案原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして平成22年第4回臨時議会を閉会いたします。

～午後0時44分 閉会～

基山町議会会議規則第120条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

基山町議会議長 酒井 恵 明

基山町議会議員 大 山 軍 太

基山町議会議員 松 石 信 男